

一般社団法人 地域から日本を変える 会員及び会費規程

令和7年3月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域から日本を変える(以下「本会」という。)の活動に参加する団体・個人の会員について、種別と会費、入退会等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 本会の会員種別は、会員A、会員Bとする。会員Aは資本金1000万円以上の法人、会員Bは資本金1000万円未満の法人及び個人をその対象とする。

(年会費)

第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 会員A 年120,000円
- (2) 会員Aプレミアム 年336,000円
- (3) 会員B 年 60,000円
- (4) 会員Bプレミアム 年168,000円

(入会手続き)

第4条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事長が決定する。

- (1) 本会の目的に賛同するものであること。
- (2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

(会費の納付)

第5条 会員が入会する際は、入会月の前月末までに第3条に定める年会費を本会指定の銀行口座に振り込むものとする。以後、継続にあたっては、毎年、入会月の前月末までに年会費を振り込むものとする。

(会員の特典)

第6条 会員Aは、本会が毎月実施する首長連続セミナーに2名まで無料で参加することができる。会員Aプレミアムは首長連続セミナー及び懇親会に2名まで無料で参加することができる。会員Bは、毎月実施する首長連続セミナーに1名が無料で参加することができる。会員Bプレミアムは首長連続セミナー及び懇親会に1名が無料で参加できる。

(退会)

第7条 会員が退会するにあたっては所定の退会届を提出し、本会が受理した時点で会員資格を失う。その場合、既に納付された年会費は返金しないものとする。

(変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。